

## 平和安全保障関連法案の廃案を求める意見書

安倍内閣は今国会で「平和安全法制整備法、国際平和支援法」案等を提出しておりますが、法律制定にあたっては「日本国憲法」を遵守するとともに、地域住民の「平和と安全」を保障するものでなければなりません。

去る6月4日、衆議院憲法審査会は憲法学の専門家3名を招いて参考人質疑を行いました。憲法解釈変更による集団的自衛権の行使を含む新たな安全保障関連法案について、与党が推薦した参考人をはじめ全員が「憲法違反である」との判断を示しました。

衆議院平和安全法制特別委員会では、現在慎重な審議がなされているところではありますが、これまで「憲法上集団的自衛権の行使は許されない」としてきた歴代の政府見解を一内閣に於いて変更することは、立憲主義に反するものと言わざるを得ません。

依って、平和安全保障関連法案は廃案にされるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月17日

福島県双葉郡浪江町議会

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 山崎 正昭 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様